

川崎市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市太陽光発電設備等設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）及び、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、市域の再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の導入促進及び再エネの地産地消を促進するため、この要綱の別表1に定める設備等を設置する者に対して補助金を交付することについて、手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 前項に加えて、子育て世帯等に対して、住宅の取得支援を図る。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 一つの住宅に一世帯が居住するもの、又は一つの住宅が区分登記された二世帯住宅等の各住戸をいう。
- (2) 共同住宅 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段等を共用しているものをいう。
- (3) 新築 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する「新築住宅」のうち注文を受けて建築される住宅をいう。
- (4) 建売 前号に定める新築住宅の建売住宅又は分譲住宅をいう。
- (5) 既築 第3号に定める新築及び前号に定める建売以外の住宅をいう。
- (6) 電気自動車等用充電設備設置費補助金
川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱に基づき交付される補助金をいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の者とする。

- (1) 居住している又は居住を予定している市内の個人住宅に対し別表1に定める設備等を設置する個人
- (2) 居住している又は居住を予定している市内の共同住宅の専有部分に対し別表1に定める設備等を設置する個人
- (3) 本市に所在する共同住宅において、太陽光発電設備等（別表1に定めるものに限る。）を導入する者であって、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ電気自動車等用充電設備設置費補助金の申請を行っている者
 - ア 本市に所在する共同住宅の管理組合
 - イ 本市に所在する共同住宅を所有する者
 - ウ 前記ア又はイに規定する者から、土地の利用及び第5条に規定する補助対象設備の設置に関する許諾を受けた者

- 2 前項に加えて、補助金の交付対象者は次の各号の要件を備えていなければならない。
 - (1) 市税の滞納がないこと
 - (2) 別表1に定める設備等を設置する住宅の所有者と補助金の交付を申請する者(以下、「申請者」という。)が異なる場合又は共有者がいる場合は所有者又は全ての共有者との間で同意が取れていること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例(平成24川崎市条例第5号)第8条の規定に基づき、補助金の交付対象者又は第10条第1項に規定する補助金の交付に係る事務手続きの委任を受けた者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、この項において以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 法第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

(補助対象設備等)

第5条 補助の交付対象は、別表1に定める設備等(以下、「補助対象設備等」という。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の要件を満たすものとする。ただし、第4条第1項第3号に規定する者については、別表1に定める(2)及び(4)の設備に限る。
 - (1) 設置する設備は、商用化されて設置実績があるものであること。また、申請者が購入したものであり、中古設備ではないこと。
 - (2) 太陽光発電設備は、第14条第1項に規定する設置完了届の提出までに「川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録された事業者によって設置されたものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助対象設備等の本体購入に係る費用及び設置工事に係る費用とする。ただし、申請者が、この要綱以外の規定による国、県、本市及び本市以外の地方自治体の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当しようとする場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、消費税相当額は補助対象経費としない。

(補助金額)

第7条 補助対象設備等に係る補助金額は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けて導入した補助対象設備等の増設等を行う場合の補助金額の上限は別表3に定めるとおりとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、補助金額が補助対象経費を上回る場合、交付する補助金額が補助対象経費を上回らないように、市長は補助金額を減額することができる。
- 4 前各項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(募集)

第8条 市長は、別表4(1)に定める募集期間内に、この要綱に基づいて申請者を募集する。

- 2 市長は、前項までの規定にかかわらず、募集期間内に補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超

える場合、予算の範囲を超える日に募集を終了する。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、前条第1項に定める募集期間内であつて、かつ別表4(2)に定める申請期限までに、次項に定める書類を「オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)」(以下、「オンライン手続」という。)により提出しなければならない。

- 2 申請者は、次に掲げる書類を添付して、交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 同意書(第2号様式 補助対象設備等を設置する住宅の所有者と申請者が異なる場合又は共有者がいる場合)
 - (2) 納税証明書(交付申請書の提出前3か月以内かつ発行できる最新年度のもの。)
 - ア 申請者が個人である場合 市民税・県民税の納税証明書又は非課税証明書
 - イ 申請者が法人である場合 法人市民税の納税証明書
 - (3) 現況カラー写真(住宅全体(住宅建築前の場合はその予定地全景)及び補助対象設備等の設置場所が確認できるもの、かつ交付申請書の提出前3か月以内のもの)
 - (4) 補助対象設備等の設置に係る契約書の写し
 - (5) 当該建物がZEH等に該当することを誓約する資料(別表1に定める(5)から(7)の設備の設置を申請する場合に限る)
 - (6) 太陽光発電設備の設置を証する書類(蓄電池のみの設置を申請する場合に限る)
 - (7) 補助対象設備等の設置に係る決議書又はこれに代わるもの(共同住宅の管理組合が管理する施設に太陽光発電設備等を設置する場合に限る)
 - (8) 補助対象設備に係る設置図(機器配置図、システム系統図及び単線結線図)(第4条第1項第3号に規定する者に限る。)
 - (9) 年間の想定発電量及び想定電力消費量の計算書又はこれに代わるもの(第4条第1項第3号に規定する者に限る。)
 - (10) 電気自動車等用充電設備設置費補助金交付申請書の写し(第4条第1項第3号に規定する者に限る。)
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金の交付対象者は、同一年度内においては、一度しか前項に規定する交付申請を行うことができない。ただし、異なる住宅等において補助対象設備の設置等(以下、「補助事業」という。)を実施する場合は、この限りでない。
- 4 同一の補助対象設備等について、重複して補助金の交付を受けることはできないものとする。

(事務手続きの委任)

第10条 申請者は、補助金の交付に係る事務手続きを第三者に委任することができる。

- 2 申請者は、前項のとおり事務手続きを第三者に委任する場合、交付申請書(第1号様式)に必要事項を記載し市長に提出しなければならない。
- 3 委任を受けた者は、この要綱等を遵守し、適切な手続きとなるよう誠意をもって対応しなければならない。

(交付決定及び不交付の決定)

第11条 市長は、第9条第2項に定める交付申請書(第1号様式)の提出があつた場合、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは所要の条件を付して補助金交付決定通知書(第3号様式)により、

第4条及び第5条の規定を踏まえ、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者にその旨を通知する。

- 2 市長は、別表4（1）に定める募集期間内に交付申請額の合計が予算の範囲を超える場合は、その予算の範囲を超える日に第9条第2項に定める交付申請書（第1号様式）の提出があった申請者に対し、予算の範囲内で補助金交付額を算定し、交付を決定することができる。

（補助事業の着手及び完了）

第11条の2 交付決定者は、交付決定通知書（第3号様式）に記載された交付決定日以降に、補助事業に着手しなければならない。

- 2 交付申請書の提出前に着手された補助事業については、第9条に規定する交付申請を受理しないものとする。
- 3 別表1（5）から（7）に掲げるZEH等に係る新築住宅について、当該住宅の建築に係る基礎工事は補助事業に含まれないものとする。
- 4 交付決定者は、別表4（2）に定める日までに補助事業を完了しなければならない。
- 5 着手日及び事業完了日は、別表4（3）に定めるところによる。

（計画変更届の提出）

第12条 交付決定者は、交付申請書（第1号様式）に記載した事項を変更する場合は、オンライン手続により速やかに計画変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。また、計画変更届により申請者の変更、補助対象設備等の追加及び補助対象設備等の設置場所の変更並びに補助金交付決定額の増額はできない。ただし、次の各号に掲げる変更については、設置完了届を提出する際に届け出ることによりこれに代えることができる。

- （1） 補助金の額が変わらない変更
- （2） その他市長が認める軽微な変更

（計画中止届の提出）

第13条 交付決定者は、補助対象設備等が設置された住宅の購入又は補助対象設備等の設置を取り止めるとき、その他当該補助事業に係る手続きを中止するときは、オンライン手続により計画中止届（第6号様式）を市長に速やかに提出しなければならない。

- 2 第4条第1項第3号に規定する者については、電気自動車等用充電設備設置費補助金申請を取り下げた場合、若しくは交付を受けられなかった場合には、前項に規定する計画中止届を市長に速やかに提出しなければならない。

（設置完了届の提出）

第14条 交付決定者は、事業完了日から起算して30日以内又は別表4（4）に定める設置完了届提出期限のいずれか早い日までに、オンライン手続により次に掲げる書類を添付して、設置完了届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- （1） 領収書等の写し（交付決定者が補助対象設備等の設置費用を負担したことを証する書類）
- （2） 現況カラー写真（住宅全体及び補助対象設備等の設置状況が確認できるもの）
- （3） 系統への接続に関する手続き及びFIT適用の有無が確認できる書類の写し（別表1の（1）から（4）の設備の設置を申請した場合に限る）（交付決定者と別の者が手続きを行う場合、交付決定者と手続きを行う者が生計を一にする親族であることを証明する書類の提出を要す

る)

- (4) 太陽光発電設備の出力対比表（別表1に定める（1）又は（2）の設備の設置を申請した場合に限る）
- (5) 蓄電池の型式及び製造番号が明記された出荷証明書、又は、保証書の写し（別表1に定める（3）又は（4）の設備の設置を申請した場合に限る）
- (6) 当該建物がZEH等に該当することを示す資料（別表1に定める（5）から（7）の設備の設置を申請した場合に限る）
- (7) 住民票の写し等（交付決定者が補助対象設備等の設置場所に居住していることを証明する書類として、設置完了届の提出前3か月以内のもの。ただし、交付決定者が単身赴任等により自ら居住することができなくなった場合には、交付決定者の転居又は転出先を証する書類及び生計を一にする親族が補助対象設備等の設置場所に居住していることを証する書類の提出を要する。）、法人にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書等、役員名簿及び法人番号を証する書類、マンション管理組合（管理組合法人を除く。）にあつては、マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、住民票等）の写し
- (8) 補助対象設備に係る設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）（第4条第1項第3号に規定する者に限る。）
- (9) 電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る次のいずれかの書類（第4条第1項第3号に規定する者に限る。）
 - ア 当該交付決定通知書の写し及び当該設備の設置完了が確認できる写真
 - イ 当該補助金額確定通知書の写し
- (10) 川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録された事業者が補助対象設備を設置したことを証する資料
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の設置完了届に添付すべき書類（以下「添付書類」という。）について、交付対象者の責めに帰さないやむを得ない理由により、同項の期限までに提出できない場合は、交付決定者は、理由書を提出することにより、市長が認める日まで提出期限を延長することができる。ただし、この場合において、設置完了届は別表4（4）に定める設置完了届提出期限までに提出しなければならない。

（設置完了届の審査、補助金交付額の確定及び補助金の交付）

第15条 市長は、前条の設置完了届（第7号様式）の提出があつた場合、速やかにその内容を審査し、当該年度中に補助金交付額の確定を行うものとする。

2 補助金交付額を確定したときは、補助金額確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に対し補助金を交付する額を通知し、補助金を交付するものとする。

（現地調査等）

第15条の2 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて交付対象者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（管理等）

第16条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、補助対象設備等を減価償却資産

の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「法定耐用年数」という。)、善良なる管理者の注意をもって管理し、その住宅において使用しなければならない。

- 2 補助対象設備等を継承する補助金受給者以外の者(以下「継承者」という。)は、補助金の交付に係る権利義務も継承するものとし、継承した補助対象設備等の管理について前項に定める義務を負う。
- 3 相続等により補助対象設備等を継承し、補助対象設備等の名義変更等を行うときは、継承者は市にその旨報告するものとする。

(処分の制限)

第17条 補助金受給者は、法定耐用年数の期間内において補助対象設備等について別表5に定める処分をしようとするとき又は天災地変その他補助金受給者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備等が損傷又は滅失したときは、あらかじめ処分承認申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、災害等によりやむをえない場合、処分後の提出も差し支えないものとする。

- 2 市長は、処分を承認したときは処分承認通知書(第10号様式)により、申請者にその旨を通知する。
- 3 市長は、処分を承認する場合、必要に応じて条件を付すことができる。

(交付の決定及び確定の取消並びに補助金の返還)

第18条 市長は、交付決定者がこの要綱に違反した場合、第11条第1項の規定による補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第15条第1項の規定による補助金の額の確定後においても適用する。
- 3 市長は、前項の取消しをしたときは、交付取消通知書(第11号様式)により交付決定者、補助金受給者又は継承者にその旨を通知する。
- 4 市長は、補助金受給者又は継承者に対し第1項の取消しをした場合、当該取消に係る部分に関し、補助金の返還を請求する。
- 5 補助金受給者が、第17条第1項の規定により補助対象設備等の処分を行うとき、補助対象設備等が市内において全部または一部停止するなど第2条に規定する目的を果たさなくなる場合、又は補助対象設備等について営利を目的として処分する場合には、市長は交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。ただし、自然災害及び補助対象設備等の不具合、リコール等の補助金受給者の責めに帰すことができないやむをえない場合を除く。

(返還金額の算定)

第19条 補助金の返還金額については、別表6に定める方法により算定する。

- 2 返還金額の算出期間は、事業完了日から財産処分実施日とし、月単位で算出するものとする。なお、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(補助金の返還方法)

第20条 当該補助金の返還の請求を受けた処分承認者は、「納入通知書」発行日から起算して、20日以内に記載されている返還金額を返還するものとする。

(協力)

第21条 市長は、補助金受給者に対し、補助対象設備等の使用状況又は市の地球温暖化対策の推進に向けた取組に必要な調査等について協力を求めることができる。

- 2 補助金受給者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。

(雑則)

第22条 この要綱により定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。
- 2 川崎市住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助金交付要綱（平成31年4月1日制定。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日以後に行われる旧要綱の規定に基づく手続その他の事務については、なお旧要綱の規定の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、令和7年6月30日以前に第9条に規定する交付申請をしている者に対しては、なお、従前の例によることができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

設備等	仕様・要件
(1) 太陽光発電設備 【FIT を適用するもの】	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 原則として、申請者自ら若しくは申請者と生計を一にする親族が電気事業者と電力受給契約（低電圧配線と逆潮流ありで連系）を結ぶこと。</p> <p>イ 2kW 以上の住宅用太陽光発電設備であること。</p>
(2) 太陽光発電設備 【FIT を適用しないもの】	<p>「(1) 太陽光発電設備【FIT を適用するもの】」の ア・イに加えて、次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 出力が50kW 未満であること。</p> <p>イ FIT の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>エ 売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。</p> <p>オ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備等により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと（ただし、ZEH（ZEH Oriented 含む）・ZEH+と併せて第9条に規定する交付申請を行う設備は除く）。</p>
(3) 蓄電池 【FIT を適用して同時に設置する、またはすでに設置された太陽光発電設備と連系するもの】	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 原則として2kW 以上の太陽光発電設備と連系して発電した電気を蓄電するもので平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>イ 交付申請日の属する年度の前年度以降に、環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象製品として登録されていること。</p> <p>ウ 同時期に設置される FIT 認定を取得した太陽光発電設備、または、すでに設置されている太陽光発電設備と連系する設備であること。</p>
(4) 蓄電池 【FIT を適用せずに同時に設置する太陽光発電設備と連系するもの】	<p>「(3) 蓄電池【FIT を適用して同時に設置する、またはすでに設置された太陽光発電設備と連系するもの】」の ア・イに加えて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 同時期に設置される FIT 認定を取得しない太陽光発電設備と連系する設備であること。</p>
(5) ZEH 設備	<p>次の要件を全て満たす ZEH であって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p> <p>ア 平成28年省エネルギー基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（UA 値）が0.6 W/m²K 以下であること。</p> <p>イ 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率（η_{AC} 値）が2.8 以下であること。</p> <p>ウ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>エ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>オ 二世帯住宅に該当し、各々の世帯で申請する場合は、当該建物について区分登記がなされていること。</p>
(6) ZEH+設備	<p>(5) のウを除く要件に加えて、次の要件を全て満たすものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p> <p>ア 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。</p> <p>イ 外皮性能について断熱等性能等級6以上 であること。</p> <p>ウ 次の (イ) 又は (イ) の2要素のうち1つ以上を満たすこと。</p> <p>(イ) 再生可能エネルギーの自家消費拡大措置</p> <p>a 初期実効容量5 kWh以上の蓄電システム</p> <p>b おひさまエコキュート（おひさまエコキュートと同様の機能を有するものを含む）</p> <p>c EV充電設備</p> <p>d 太陽熱利用システム</p> <p>e PVT システム</p> <p>(イ) 高度エネルギーマネジメント</p> <p>HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。</p>

(7) ZEH Oriented 設備	(5) のエを除く要件を満たし、都市部狭小地（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域等であって敷地面積が 85 m ² 未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。）に建築されるものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。
---------------------	--

別表 2

設備等	補助金額	備考
(1) 太陽光発電設備 【FIT を適用するもの】	40,000 円/件	
(2) 太陽光発電設備 【FIT を適用しないもの】	70,000 円/kW 補助率 1/2 (限度額 280,000 円 ただし第 4 条第 1 項第 3 号に規定する者を除く。)	太陽光発電の出力の値（キロワット表示とし、小数第 2 位以下は切り捨てる）に 1kW 当たりの単価を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨てる）、又は太陽光発電設備設置に係る経費に 1/2 を乗じて得た額（消費税相当額を除き、1,000 円未満の端数は切り捨てる）、若しくは限度額のうち最も低い額とする
(3) 蓄電池 【FIT を適用して同時に設置する、またはすでに設置された太陽光発電設備と連系するもの】	100,000 円/kWh 補助率 1/2 (限度額 300,000 円)	一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、SII という。）が公表する登録蓄電池製品の初期実効容量の値（キロワットアワー表示とし、小数第 2 位以下は切り捨てる）に 1kWh 当たりの単価を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨てる）、又は蓄電池設置に係る経費に 1/2 を乗じて得た額（消費税相当額を除き、1,000 円未満の端数は切り捨てる）、若しくは限度額のうち最も低い額とする。
(4) 蓄電池 【FIT を適用せずに同時に設置する太陽光発電設備と連系するもの】	100,000 円/kWh 補助率 1/2 (限度額 700,000 円)	SII が公表する登録蓄電池製品の初期実効容量の値（キロワットアワー表示とし、小数第 2 位以下は切り捨てる）に 1kWh 当たりの単価を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨てる）、又は蓄電池設置に係る経費に 1/2 を乗じて得た額（消費税相当額を除き、1,000 円未満の端数は切り捨てる）、若しくは限度額のうち最も低い額とする。
(5) ZEH 設備	250,000 円	
(6) ZEH+ 設備	400,000 円	
(7) ZEH Oriented 設備	250,000 円	

別表 3

増設する設備等	過去の補助金交付年度	過去の補助額 (a)	増設時の補助上限額
太陽光発電設備 (FIT を適用するもの)	令和 6 年度～	40,000 円	0 円
太陽光発電設備 (FIT を適用しないもの)	令和 6 年度～	導入した太陽光発電設備の最大出力 (kW) × 70,000 円	280,000 円 - (a)
蓄電池 【FIT を適用して同時に設置する、またはすでに設置された太陽光発電設備と連系するもの】	令和 6 年度～	蓄電池の容量 (kWh) × 100,000 円	300,000 円 - (a) ただし、0 円を下回る場合は 0 円とする。
蓄電池 【FIT を適用せずに同時に設置する太陽光発電設備と連系するもの】	令和 6 年度～	蓄電池の容量 (kWh) × 100,000 円	700,000 円 - (a)

別表 4

(1) 募集期間

募集期間	令和 8 年 4 月 24 日～令和 8 年 12 月 28 日
------	----------------------------------

(2) 補助事業の完了期限

補助事業の完了期限	令和 9 年 1 月 31 日
-----------	-----------------

(3) 着手日及び事業完了日

着手日

申請する補助対象設備等	着手日	
太陽光発電設備 蓄電池	新築 既築	補助対象設備の設置工事着工日
	建売	住宅の引渡し日
ZEH 設備 ZEH+設備 ZEH Oriented 設備	新築	当該住宅の工事着工日（基礎工事は着工可）
	建売	住宅の引渡し日

事業完了日

既築	設備設置工事完了日
新築	住宅引渡し日 ただし、第 4 条第 1 項第 3 号に規定する者については、設備設置工事完了日
建売	

(4) 設置完了届提出期限

設置完了届提出期限	令和 9 年 2 月 12 日
-----------	-----------------

別表 5

種類	備考
売却	有償による補助対象設備等の所有者の変更
譲渡	無償による補助対象設備等の所有者の変更
交換	補助対象設備等と他人の所有する他の財産との交換
貸与	補助対象設備等の所有者を変更することなく使用者を変更すること
廃棄	補助対象設備等の使用を止め、廃棄処分をすること
移設	補助対象設備等の場所の変更
不使用	補助対象設備等の使用を止めること
その他	担保に供すること等

別表 6

	計算方法
返還金額の算定方法	<p>財産処分時の残存簿価相当額に、処分する補助対象設備等に係る補助率（補助金交付額が補助対象経費（他の補助金充当分を除く）に占める割合）を乗じて得た額</p> <p>残存簿価相当額 = 補助対象経費 - 償却額</p> <p>償却額 = 期首簿価 × 償却率 × 算出期間</p> <p>補助率 = 補助額 / 補助対象経費</p>